

宮城県公報

令和7年5月15日（木）
号外第22号

目次

規則

- 宿泊税条例施行規則（税務課）

宿泊税条例施行規則をここに公布する。

令和7年5月15日

宮城県規則第 106 号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宿泊税条例（令和6年宮城県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料金)

第2条 条例第3条に規定する宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして知事が認めるものに相当する額

(課税免除の対象となる教育活動)

第3条 条例第4条第1号に規定する規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 修学旅行その他の法令の規定により学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。次号において同じ。）が編成した教育課程に基づく教育活動
- (2) 当該学校の教育活動を行う団体（当該学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の職員が顧問として置かれているものに限る。）が、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画（当該校長が当該校長の定めるところによりあらかじめ承認したものに限る。）に基づき実施する課外活動

(特別徴収義務者の指定の通知)

第4条 県税事務所長は、条例第9条第2項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(証票を亡失した場合の措置)

第5条 条例第10条第5項の規定により証票の交付を受けた者がその証票を亡失したときは、直ちに、宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書を県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により証票の再交付を受けた場合は、その亡失した証票は、無効とする。

(申告期限の特例の要件等)

第6条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第11条第2項の適用を受けようとする年度（4月1日から翌年3月31日までをいい、次項において「適用年度」という。）の初日の属する年（以下この条において「適用年」という。）の前々年12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を12で除して得た額が30万円以下であること

- (2) 当該宿泊施設の経営を開始してから1年を経過し、かつ、特別徴収義務者（登録義務免除対象宿泊施設における特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）となってから3月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。）を経過していること
 - (3) 条例第11条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から1年を経過していること
 - (4) 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること
 - (5) 適用年の前年の1月1日以後において、県税に係る徴収金を滞納していないこと
 - (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること
- 2 前項の規定にかかわらず、適用年の前々年12月1日以後に特別徴収義務者となった者が条例第11条第2項の承認を受けようとする場合に満たすべき同項の規則で定める要件は、前項第2号から第6号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。
- (1) 適用年度の前年度に条例第11条第2項の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。以下この号において同じ。）から適用年の前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の11月までの間の月数で除して得た額が30万円以下であること
 - (2) 前号以外の者 次項の申請書を提出した日の属する月の前3月間の宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を3で除して得た額が30万円以下であること
- 3 条例第11条第2項の承認を受けようとする者は、宿泊税に係る特例承認申請書を県税事務所に提出するものとする。
- 4 県税事務所長は、条例第11条第2項の承認をしたとき若しくは当該承認をしないことを決定したとき又は当該承認を取り消したときは、宿泊税に係る特例承認等通知書により通知するものとする。

（関係帳簿等の電磁的記録等による保存等）

- 第7条 条例第13条第3項から第6項までのいずれかの規定により、関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をもって当該関係帳簿若しくは関係書類又はこれらに係る電磁的記録の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）の規定の例により、関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をしなければならない。
- 2 条例第13条第5項に規定する規則で定める場合は、電子帳簿保存法施行規則第3条第3項に規定する場合に相当する場合とする。
 - 3 条例第13条第6項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

4 条例第 13 条第 6 項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第 13 条第 6 項に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第 13 条第 2 項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(更正又は決定の通知)

第 8 条 県税事務所長は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 733 条の 16、第 733 条の 18 又は第 733 条の 19 の規定により宿泊税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

(賦課徴収)

第 9 条 宿泊税の賦課徴収については、第 2 条から前条までに定めるものを除くほか、宮城県県税条例施行規則（昭和 29 年宮城県規則第 76 号）第 3 条、第 6 条の 2、第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 9 条の 2 から第 12 条まで、第 12 条の 6 から第 15 条まで、第 16 条第 1 項及び第 17 条から第 20 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる宮城県県税条例施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに第 3 項第 2 号並びに第 17 条第 4 号	県税	宿泊税
第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 11 条並びに第 16 条第 1 項	条例	宿泊税条例第 15 条第 1 項の規定により準用する条例
第 6 条の 2 第 2 項及び第 20 条の 3 第 1 項	県税の	宿泊税の
第 10 条	条例	宿泊税条例
第 17 条	条例第 16 条第 3 項(条例第 16 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)	宿泊税条例第 15 条第 1 項の規定により準用する条例第 16 条第 3 項

(文書の様式)

第 10 条 条例及びこの規則の規定による通知書その他の書類の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第 1 号から様式第 13 号までによるものとする。

様式	書類等の名称	根拠条文
様式第 1 号	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第 4 条
様式第 2 号	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	条例第 10 条第 1 項及び第 2 項
様式第 3 号	宿泊税特別徴収義務者登録通知書	条例第 10 条第 4 項

様式第 4 号	宿泊税特別徴収義務者証票	条例第 10 条第 5 項
様式第 5 号	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	条例第 10 条第 8 項
様式第 6 号	宿泊税経営休止・再開・廃止届出書	条例第 10 条第 9 項、第 10 項及び第 11 項
様式第 7 号	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	第 5 条第 1 項
様式第 8 号	宿泊税納入申告書	条例第 11 条第 1 項
様式第 9 号	宿泊税に係る特例承認申請書	第 6 条第 3 項
様式第 10 号	宿泊税に係る特例承認等通知書	第 6 条第 4 項
様式第 11 号	宿泊税還付（納入義務免除）申請書	条例第 12 条第 2 項
様式第 12 号	宿泊税の還付（納入義務免除）申請に係る通知書	条例第 12 条第 4 項
様式第 13 号	宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書	第 8 条

2 知事は、宿泊税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 10 条（同条の表様式第 8 号の項から様式第 13 号の項までを除く。）の規定は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

宿泊税特別徴収義務者指定通知書	
第 年 月 日 号	
特別徴収義務者氏名（名称） 様	
宮城県 県税事務所長 	
<p>宿泊税条例第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。</p> <p>この指定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、指定を受けた日から10日以内に、宿泊税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。</p>	
特別 徴 収 義 務 者	氏名（名称及び代表者の氏名）
	住 所 （所在地）
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）
	所 在 地
	許 可 等 番 号
指 定 の 理 由	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分について審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊税条例第10条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申請します。

特別徴収義務者 (申請者)	氏名(名称及び代表者の氏名)											
	住所(所在地) 電話番号											
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載は、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
	口座情報は特別徴収義務者交付金及び観光振興協力金の交付に用い、同意なくその他の目的に使用することはありません。											
口座情報	支店名等	銀行									支店	
	口座名義人(カナ)											
	口座種別	普通・当座・()										
	口座番号											
宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名(名称及び代表者の氏名)											
	住所(所在地) 電話番号											
施設	許可等番号											
	種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 特区民泊 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業 (ふりがな)										
	宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名)											
	所在地 電話番号											
	概要	客室数	室				収容人数	人				
	経営開始(予定)年月日	年 月 日										
	共同事業者	氏名(名称及び代表者の氏名)										
住所(所在地) 電話番号												
住宅宿泊事業における管理業者	氏名(名称及び代表者の氏名)											
	住所(所在地) 電話番号											
書類送付先	氏名(名称及び代表者の氏名)											
	住所(所在地) 電話番号											
備考												

※ 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

様式第3号

宿泊税特別徴収義務者登録通知書	
第 年 月 日 号	
特別徴収義務者氏名（名称） 様 宮城県 県税事務所長 印	
宿泊税条例第10条第4項の規定により、次の宿泊施設における特別徴収義務者として登録しましたので、同項の規定により通知します。	
特別 徴 収 義 務 者	氏名（名称及び代表者の氏名）
	住 所 （所在地）
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）
	所 在 地
	施 設 番 号
備 考	



宿 泊 税 特別徴収義務者証票

宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

宮城県知事

Accommodation Tax Special Collection Agent Certificate

I hereby verify the manager of the following facility as an Accommodation Tax Special Collection Agent as designated by the Ordinance for Accommodation Tax.

Governor of Miyagi Prefecture

施設番号



Facility Number

様式第5号

受付印

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	

宿泊税条例第10条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	

変更年 月 日	年 月 日
---------	-------

変更事項	特別徴収義務者・宿泊施設の営業許可等を受けた者・施設・共同事業者・書類送付先・口座情報・その他（ ）
------	--

内容	変更前	
	変更後	

※ 変更事項が「特別徴収義務者」以外の場合は、その内容を証する書類を添付してください。

様式第6号

受付印

宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収者 義務者	氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	

宿泊税条例第10条第9項・第10項・第11項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	
	届出区分	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止

休止期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
(未定)

再開 年 月 日 年 月 日

廃止 年 月 日 年 月 日

※ 該当する事項のみ記載してください。

様式第7号

受付印

宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、宿泊税条例施行規則第5条第1項の規定により、再交付を申請します。

特別徴収義務者 (申請者)	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	住所(所在地) 電話番号	
施設	宿泊施設の名称 又は氏名(名称及び代表者の氏名)	
	所在地	
	施設番号	

受付印

宿泊税納入申告書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	

宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申告します。

施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	

年月宿泊分	区分	宿泊数	税率	税額
	課税対象	泊	300円	円
	課税対象外	泊		

年月宿泊分	区分	宿泊数	税率	税額
	課税対象	泊	300円	円
	課税対象外	泊		

年月宿泊分	区分	宿泊数	税率	税額
	課税対象	泊	300円	円
	課税対象外	泊		

- 1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（「宿泊税月計表」等）を添付してください。
- 2 登録義務免除対象宿泊施設を除き、申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

受付印

宿泊税に係る特例承認申請書

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

特別徴収者 義務者	氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	住所（所在地） 電話番号	

宿泊税条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

施設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び 代表者の氏名）	
	所在地	
	施設番号	
	経営開始日	

特例適用開始を希望する対象月 年 月分（ 月末日納期分）以降

申告等の状況	期間	（ 年 月1日から 年 月末日まで） か月間（①）
	納入すべき金額の 合計額	円（②）
	納入すべき金額の 合計額を月数で 除した金額	円（②÷①）
	特例承認の取消し	無 ・ 有（ 年 月 日 ）
	加算金の決定	無 ・ 有（ 年 月 日 ）
	県税に係る徴収金 の滞納	無 ・ 有

宿泊税に係る特例承認等通知書							
<p style="text-align: center;">氏名（名 称）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">宮城県 県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>						
<p>年 月 日付けで申請された、宿泊税納入申告書の提出期限及び宿泊税の納入期限の特例について、次のとおり承認・不承認・取消しとしましたので、宿泊税条例施行規則第6条第4項の規定により通知します。</p>							
特別徴収義務者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">氏名（名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所 （所在地）</td> <td></td> </tr> </table>	氏名（名称及び代表者の氏名）		住 所 （所在地）			
氏名（名称及び代表者の氏名）							
住 所 （所在地）							
施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施 設 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）		所 在 地		施 設 番 号	
宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）							
所 在 地							
施 設 番 号							
<p style="text-align: center;">処分の内容</p>	<p>1 承認します。 年 月分（ 月末日納期分）に係る申告から適用しました。</p> <p>2 不承認とします。 （理由）</p> <p>3 承認を取り消します。 （理由）</p>						

- 1 一度適用を受けた方は、承認が取り消されない限り再度の申請手続は必要ありません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分について審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号

受付印

宿泊税還付（納入義務免除）申請書						
年 月 日						
宮城県 県税事務所長 殿						
特別徴収義務者	氏名（名称及び代表者の氏名）					
	住所（所在地） 電話番号					
宿泊税条例第12条第1項の規定により、宿泊税の還付（納入義務の免除）を申請します。						
施設	宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）					
	所在地					
	施設番号					
申請区分	還付・納入義務の免除					
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分	年 月宿泊分					
課税対象となる宿泊数	泊					
納入すべき税額	円					
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数	泊					
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額	円					
納入すべき税額のうち既に納入した税額	円					
申請理由						
口座情報 (還付の場合)	支店名等	銀行	支店			
	口座名義人(カナ)					
	口座種別	普通・当座・()				
	口座番号					

1 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

2 還付が発生した場合は、口座情報欄に記入の口座に振り込みます。

様式第12号

宿泊税の還付（納入義務免除）申請に係る通知書	
第 年 月 日 号	
氏名（名 称） 様 宮城県 県税事務所長 印	
年 月 日付で申請された宿泊税の還付（納入義務の免除）について、次のとおり決定したので、宿泊税条例第12条第4項の規定により通知します。	
施 設	宿泊施設の名称 又は氏名（名称及び代表者の氏名）
	所 在 地
	施 設 番 号
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分	年 月 宿泊分
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数	泊
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額	円
還付又は納入義務免除をする宿泊数	泊
還付又は納入義務免除をする税額	円
決 定 の 理 由	
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書

氏名(名称) 第 年 月 日
宮城県 県税事務所長 印
 地方税法第733条の16・第733条の18・第733条の19の規定により、次のとおり更正・決定・加算金決定したので通知します。
 なお、不足金額③及び加算金額⑥は、同封の納入書で指定納期限までに、納入書に記載した場所に納めてください。

年度	更正・決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	指定納期限	年 月 日	決定年月日	年 月 日					
月 別	本 税				加 算 金					納入(納付)すべき額 ③+⑥ (円)		
	更正・決定額		既に納入の確定した額 ② (円)	差引増減税額 ①-② ③ (円)	申告書提出期限 申告書提出年月日	区分	基礎となる税額 (円)	率	決定額 ④(円)		既に納付の確定した額 ⑤ (円)	差引増減額 ④-⑤ ⑥ (円)
	課税標準となる 宿泊数(泊)	税額 ① (円)										
合 計												

- 1 延滞金は、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額となります。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは納める必要はありません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。